

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA事業団（以下「会社」という。）に雇用され、事務職員として勤務していたところ、無届欠勤が続いたことなどにより平成〇年〇月〇日から1か月間の停職処分になり、停職処分明け以降も無届欠勤を繰り返したため、平成〇年〇月〇日、懲戒解雇になった。

請求人は、平成〇年〇月頃、頭痛がひどく、頭がもやもやし、右足がしびれたため、同年〇月〇日、B診療所を受診したところ、「高血圧症及び高血圧性緊急症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は同年〇月〇日の勤務時間中に上司2人に個室に呼び出され半強制的に事情聴取され、約2時間にわたって恫喝注意などのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け、その後も30数回にわたりパワハラを受けたこと等が原因で本件疾病を発症したとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件疾病の発症は平成〇年〇月頃からの上司によるパワハラが原因であると主張しているが、この点について、C医師は、「高血圧は、平成〇年頃にも指摘はあったようだが、詳細は不明であり、生活習慣やストレス環境が増悪させたものと考えられた。」と意見しており、本件疾病の発病原因として生活習慣やストレス環境が増悪させたものと所見している。また、D医師は、「高血圧の原因として、請求人は平成〇年〇月頃からの上司によるパワハラ、職場でのストレスを挙げているが、精神疾患にかかる調査では、この間の職場でのストレス、上司からのパワハラの心理的負荷の強度が、『弱』という判断であったことから、この程度のストレスで、血圧が200近くまで上昇するとは考え難い。職場での『弱』と判断された精神的ストレスが、本高血圧の原因となったとは考え難い。即ち、業務との関連性は希薄である。」と意見しており、当審査会としても、請求人が本件疾病の原因であると主張する出来事の心理的負荷の強度について、別件平成〇年〇月〇日付け裁決書により「弱」と判断していることから、会社における心理的負荷を原因として本件疾病が発症したとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。